

決議 . 15 湿地管理を推進するための「サンホセレコード」

1. コスタリカのサンホセで開催された第7回締約国会議（COP7）の決議 .12 は、ラムサール条約事務局に対し、「サンホセレコード」と呼ばれる記録、すなわちラムサール条約の「賢明な利用の概念の実施に関するガイドライン」の適用の実証モデルとなる管理計画が行われている湿地の記録を本条約が設けることの実現可能性について、科学技術検討委員会（STRP）の支援を受けて調査し、COP8で報告するよう指示したことを想起し、
2. ラムサール条約湿地の管理について現在行われている検討に寄与し、また管理者にその経験とノウハウを共有することを奨励したいと願い、
3. あらゆる地域の国々の間で、経験による知見を蓄積し共有するプロセスを支援しようと努め、
4. 地域社会の全面参加によって管理の改善を進めることの必要性を考慮し、
5. 湿地の持続可能な利用を実施するための技術的ノウハウの研修と移転の重要性を同じく考慮し、
6. 「サンホセレコード」を創設することが適切であると判断したSTRPの勧告を考慮し、

締約国会議は、

7. 資源が得られるならば、本決議の付属書にある通り、湿地の管理とその運営の仕組みを向上させるための「サンホセレコード」の創設を承認する。
8. 「サンホセレコード」の目的は、管理計画を策定するために利用したプロセス、またもし得られるならばその計画のコストについての情報を含め、ラムサール条約湿地及びその他の湿地で実施された効果的管理の事例と模範的慣行に着目すること、また他の実施担当者にとっての手本となり参考情報となるよう、計画、実施内容、連絡先を入手できるようにすることと決定する。
9. サンホセレコードに効果的管理事例と模範的慣行を掲載するための基準は、国のガイドライン、地方の要求事項、今回の締約国会議の決議 .14 として採択された「ラムサール条約湿地及びその他の湿地に係る管理計画策定のための新ガイドライン」のうちのいずれかまたはすべてに則っていること、またその管理事例は上記ガイドラインを適用し、かつそれを実証していなければならないことと重ねて決定する。
10. 締約国に対して、このサンホセレコードの実務的業務の計画と維持管理に自発的に貢献するよう促す。
11. ラムサール条約事務局に対して、STRPの支援を受けて、資源が許す限り、サンホセレコードの創設と維持管理に必要な手順を確立するよう求める。
12. 締約国、STRP、各国の広報教育普及啓発担当窓口、ラムサール条約の国際団体パートナー、ラムサール条約湿地の管理者及びその他の組織に対して、ラムサール条約湿地及びその他の湿地における効果的管理事例と模範的慣行をサンホセレコードへの掲載に向けて特定し、確定後は定められた手順を踏んで、記載申請を提出して審査を受けるよう奨励する。

13. ラムサール条約事務局に対して、S T R Pの支援を受けて、サンホセレコードの実施状況を評価し、その成果についてC O P 9に報告するよう要請する。

付属書

湿地管理を推進するためのサンホセレコード

1. 記載

- 1.1 効果的管理事例と模範的慣行は、関係する締約国と管理当局が申請する。国内湿地委員会または国内ラムサール委員会（または同等の機関）が組織されている国ではその承認を得て申請する。
- 1.2 締約国は以下を提出する。
 - 1.2.1 管理計画の写し1通（またはハイパーリンク先アドレス）
 - 1.2.2 ケーススタディ1件¹
 - 1.2.3 管理当局が承認した予算の認可書
 - 1.2.4 地域社会の参加の仕組みについての説明

2. 審査

- 2.1 記載申請書類一式は、関係するラムサール条約事務局の該当地域コーディネーターが審査する。
- 2.2 地域コーディネーターは、評価報告書を作成し、サンホセレコードへ加えるか否かを常設委員会に推挙する。サンホセレコードへの掲載が認められた後は、記載申請書類一式をラムサール条約のホームページで公表する。
- 2.3 締約国は5年ごとに再申請しなければならない。

¹ 技術専門誌に掲載された事例研究。形式は、背景、実績の評価、学んだ教訓、研修など。